

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 3 年 6 月 14 日提出

案件担当 部 課 等	総務部人事課
案件名称	三浦市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営 会議 審議した日	—
資料の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の基本方針を下記のとおり決定することについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提案の根拠・理由</p> <p>国の押印等の見直しにより、職員のサービスの宣誓に関する政令（昭和 41 年政令第 14 号）が改正され、国家公務員のサービスの宣誓方法が変更されたことを踏まえ、本市職員のサービスの宣誓においても同様の措置を講ずることとして、本条例の一部について必要な規定の整備を行うものである。</p> <p>2 条例の内容</p> <p>職員のサービスの宣誓の際に押印及び対面を不要とするため、「面前」及び「押印」に係る規定を削除するほか、教育公務員に関する規定について所要の改正を行うもの</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>	
<p>現状と課題</p> <p>令和 2 年 7 月 7 日、総務省から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（総行行第 169 号・総行経第 35 号）」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止、業務効率化、行政サービスの効率的・効果的な提供を目的として、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しに取り組むよう、地方公共団体に対して通知された。この通知を受け、本市においても押印等の見直しの基準を定める等、全庁的な見直しに取り組んでいる。</p> <p>国における見直し状況を踏まえ、本市における行政手続きの効率化等を図るため、所要の改正を行う必要がある。</p>	

案件担当部課等の見解

サービスの宣誓書における押印見直しに関して必要な措置を講ずるため、標記条例の一部改正を行うこととしたい。

審議決定後は、令和3年第2回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

第4次総合計画

大綱4 計画の推進に向けて

目標3 機動力ある市役所づくり

施策1 業務の効率化

備考 説明員 浅岡人事課長、三橋人事課GL